

告示第182号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により、意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

令和2年5月12日

尾道市長 平谷祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 尾道市天満町プロジェクト（仮称）
所在地 尾道市天満町227番28外
- 2 提出された意見の概要
計画地北側の駐車場入口No.3について
(1) 駐車場入口No.3の運用について、設置者は説明会において、交通誘導員を常駐させず慣れて住民のマナーに任すと回答した。また同説明会において、東西側出入口は車両が通行するため、歩行者は北側駐車場入口No.3限定で安全第一を考えていると回答したにもかかわらず車両も入場させる計画となっている。以上のことから、当該入口についてはU字ブロック設置により歩行者、自転車、高齢者押し車等の専用として開放していただきたい。
(2) 駐車場入口No.3が接する歩道は、高齢者を含め多くの歩行者の往来があり、近隣小・中学生の通学路である。過去に事故の記録があり、非常に危険性が高く、当該計画地に以前設置されていた大規模小売店舗も、同か所での車両の出入りを封鎖していた。駐車場入口No.3の設置に強く反対し、安全で安心して買い物ができる環境づくりを切に願います。
- 3 意見書の縦覧場所
尾道市役所産業部商工課（尾道市久保一丁目15番1号）
- 4 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
(1) 期間
令和2年5月13日から同年6月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
(2) 時間帯
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで